

問題1 ワッセナー・アレンジメントは、化学兵器や生物兵器に関する専用品や汎用品を規制する国際輸出管理レジームである。

問題2 外為法第48条第1項の「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」の下線部分の政令とは、輸出貿易管理令のことである。

問題3 インドと中国は、すべての国際輸出管理レジームに参加している。

問題4 東京にあるT大学の甲教授は、ハワイ島で、彗星の軌道を計算するために、輸出令別表第1の8の項に該当するスーパーコンピュータ用の部分品 $\alpha$ を2セット（1セット50万円、なお、この部分品 $\alpha$ は、告示貨物ではない。）をハンドキャリーで、東京国際空港からハワイ島に持ち出す場合、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

問題5 輸出令第4条第1項第五号の少額特例を適用できないとされている別表第4の地域とは、国連の武器禁輸国をいい、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダンの10カ国である。

問題6 大阪の総合商社Aでは、すでに倒産してなくなってしまったメーカーの数値制御工作機械や数年前に製造された半導体製造装置の輸出については、該非判定をすることが困難なので、すべてリスト規制に該当しないと判断することになっている。

問題 7 東京の総合商社 A のアジア営業部の甲は、タイの住宅メーカー B から、リスト規制に該当しない上水道用のビニール管 1, 000 本 (300 万円相当、用途は上水道用) の注文を受けた。念のため、B について調べたところ、B の社長の乙は、元タイ陸軍の参謀長であることが判明した。総合商社 A は、この上水道用のビニール管をタイの B に輸出する場合、通常兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、輸出許可申請が必要である。

問題 8 日本と韓国は、すべての国際輸出管理レジームに参加している。

問題 9 品川にある半導体メーカー A の技術者甲は、最近開発したリスト規制に該当する技術  $\alpha$  について、口頭で、A のシンガポールにある海外子会社 B の従業員乙 (非居住者) に説明する場合、役務取引許可が必要である。

問題 10 横浜の総合商社 A は、初めての取引で、運良くドバイにある穀物輸入商社 B (資本金 300 万円) から、リスト規制に該当しない工作機械 10 台 (約 3 億円相当) の引き合いを受けた。特に値引き要求もなく、設置の立ち会いも不要で、前金で全額支払うということであったので、甲は、他のライバル商社に先を越されてはいけないと思い、用途などを確認せずに直ちに受注し、輸出した。

問題 11 リスト規制に該当する貨物や技術の具体的な機能やスペック (数値・仕様) は、政令で規定されている。

問題 1 2 京都にある K 大学院の甲教授は、平成 2 1 年 2 月 1 日にロンドンで行われる国際的な通信学会で、リスト規制に該当する次世代高速通信技術について、講演をする予定である。この場合、甲教授は、リスト規制に該当する技術について、不特定多数の非居住者の前で講演することになるので、役務取引許可を取得する必要がある。

問題 1 3 国際宅配便で、日本から海外に貨物を輸出する場合、日本にある国際宅配便の取扱業者から該非判定書（パラメータシート・項目別対比表など）の資料を求められることは、めったにないので、輸出管理に関する該非判定の資料の準備は不要である。

問題 1 4 東京の本社からシリコンバレーにある海外子会社にリスト規制に該当するソフトウェアを記録した CD-ROM 3 セットを送る場合は、役務取引許可ではなく、輸出許可を取得する必要がある。

問題 1 5 八王子にある中央研究所 A の主任研究員甲は、開発中のリスト規制に該当する最新型の原子炉設計の技術データ  $\alpha$ （A 4 の紙 1 枚）についての意見をきくため、ボストンの大学の研究者乙（非居住者）に技術データ  $\alpha$  を PDF にして電子メールで送る場合、1 枚だけでは、何の技術データかわからないので、役務取引許可は不要である。

問題 1 6 一般包括輸出許可を取得すれば、アメリカ向けの輸出であれば、輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 の項に該当するすべての貨物について、一般包括輸出許可で輸出することができる。

問題 1 7 スーダンで活動する日本の NGO に、井戸水を飲料水にするため、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項に該当する濾過装置 2 台を東京の水処理メーカーが輸出する場合は、人道目的なので、輸出許可は不要である。

問題 1 8 企業の輸出管理は、企業の厳しい経営環境に応じて、弾力的に運用し、取引の最終判断権者は、企業の経営に重要な影響がある営業部長が望ましい。

問題 1 9 企業の輸出管理において、法令違反が判明した場合には、速やかに関係官庁に報告するとともに、必要に応じ関係者に対し厳正な処分を行う必要がある。

問題 2 0 企業の輸出管理では、子会社及び関連会社に対して、当該企業の実状に即した安全保障輸出管理に関する適切な指導の実施が求められている。

問題 2 1 キャッチオール規制の許可申請は、輸出許可も役務取引許可も経済産業省安全保障貿易審査課に行う。

問題 2 2 リスト規制に該当する貨物を中国に輸出する場合の輸出許可の申請は、すべて経済産業省安全保障貿易審査課に行う。

問題 2 3 東京の分析機器メーカー A が、六本木にある B 国大使館にリスト規制に該当する貨物  $\alpha$  を納品する場合は、輸出にあたる。

問題 2 4 平成 2 0 年 1 2 月 1 日に初来日した外国人甲は、平成 2 1 年 1 月 5 日に千葉の精密機器メーカー A にエンジニアの正社員として採用された。外国人甲は、居住者として扱われる。

問題 2 5 外為令別表及び貨物等省令でいう「係る技術」とは、「関係するすべての技術」という意味である。

問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
核兵器等開発等省令 (おそれ省令)	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
文書等告示	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等
核兵器等開発等告示 (おそれ告示)	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号のニイ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
通常兵器開発等告示	経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物

運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について
大臣通達	不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
明らかガイドライン	輸出者等が「明らかなきとき」を判断するためのガイドライン

平成20年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験

(STC Associate) (第14回)

試験問題